

令和4年3月24日

認定特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道

理事長 松久 三四彦 殿

株式会社レントス

取締役FC事業推進部長 久保園修

貴法人から弊社にいただいております令和3年9月24日付「申入れに対する回答のお願い」について、以下に回答いたします。

同文書にも記述していただいているとおり、弊社は令和4年4月1日付で約款を改定し、ウェブサイトに掲載するとともに、加盟店の店頭に掲示していただくため、令和4年3月24日に約款(A1サイズ)を加盟店全店に発送いたしました。ご案内の期日こそ経過しておりますが、弊社といたしましては、それをもって貴法人からのお申入れに対する回答とする旨お伝えしておりました。

しかしながら、貴法人との協議が完了する前に約款変更を実施するのは時期尚早であると考え、別紙「回答書」をご送付し、貴法人のご意見をいただいた上で約款変更を実施することとします。

(既に加盟店に送付した「約款」は、店舗にて保管してもらうこととします。)

なお、以後本件に関するご連絡は、弊社宛てで行っていただくようお願い申し上げます。

以 上

(添付：令和4年3月24日付 株式会社レントス「回答書」)

(添付：令和4年4月1日施行予定 貸渡約款)

回答書

令和4年3月24日

認定特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道
理事長 松久 三四彦 殿

株式会社レントス
取締役 F C 事業推進部長 久保園修

貴法人からの令和2年9月15日付「申入書」および令和3年9月24日付「申入れに対する回答のお願い」について、以下に回答いたします。なお、修正約款の施行は、令和4年4月1日を予定しております。

(1) 契約に基づく義務、責任を負う項目について「借受人または運転者」を「借受人」に変更します。

変更箇所	変更内容	変更後約款
第14条(貸渡証の交付、携行等)第4項	・車両返却時の項目のため「借受人」に限定	第14条第4項
第18条(違法駐車の場合の措置等)第5項	・違反金の支払いに関する項目のため「借受人」に限定	第20条第5項
第19条(返還責任)第1項、2項、3項	・車両返却時に責任を負う項目のため「借受人」に限定	第21条第1項、2項、3項
第20条(返還時の確認等)第1項、2項		第22条第1項、2項
第21条(借受期間変更時の貸渡料金)第1項、2項	・貸渡料金の支払い義務に関する項目のため「借受人」に限定	第23条第1項、2項
第23条(返還されなかった場合の措置)第3項		第25条第3項
第27条(使用不能による貸渡契約の終了)第2項、6項	・契約に基づく費用負担の項目のため「借受人」に限定	第29条第2項、6項
第28条(賠償および営業補償)第1項、2項		第30条第1項、2項
第29条(保険および補償)第4項		第31条第4項
第33条(個人情報の登録および利用の同意)第1項、2項	・契約に基づく個人情報項目のため「借受人」に限定	第35条第1項、2項

※旧貸渡約款の第8条(貸渡契約の締結)や第9条(貸渡契約の締結の拒絶)第13条(点検整備および確認)等の項目は「借受人」と「運転者」が義務を負うべき内容であるので、変更しません。

(2) 約款第19条第2項(返還責任)

ご指摘のとおり修正します。

「借受人または運転者」を「借受人」に変更しました。

(3) 約款第20条第2項(返還時の確認等)

返還時の確認のみを規定し、保管に関する記述は削除します。

(4) 約款第 27 条第 6 項 (使用不能による貸渡契約の終了)

変更しません。旧約款に

「ただし、故障等が当社の故意または重大な過失により生じた場合を除く」という規定があります。

(5) 約款第 28 条第 1 項第 2 項 (賠償および営業補償)

ご指摘のとおり修正します。

「借受人と運転者が無過失の場合を除く」を追記しました。

(6) 約款第 30 条第 1 項 (貸渡契約の解除)

ご指摘の通り修正します。

「貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還する」と追記しました。

(7) 約款第 33 条第 1 項、第 2 項 (個人情報の登録および利用の同意)

平成 7 年 6 月 13 日自動車交通局長発「貸渡人を使用者として行う自家用自動車の貸渡し (レンタカーの取扱いについて)」の「別記 1」に、以下の記述があります (抜粋)。

貸渡簿の記載事項については、次のとおりとする。

ア 借受人の氏名又は名称及び住所

イ 運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証番号

従いまして、同条記載の目的のため、貸渡人と同様に運転者の個人情報を取得するのは、行政の指導に基づくものであり、修正の必要はないと考えます。

以 上